子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(あきる野市保育所条例の一部改正)

第1条 あきる野市保育所条例(平成7年あきる野市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(あきる野市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第2条 あきる野市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年あきる野市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第3条第13号中「又は特定地域型保育事業」を「若しくは特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

(あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第3条 あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年あきる野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を附則第4項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。